

湯河原支部と
真鶴支部が
統合しました

各支部の担当地域(令和4年4月～)

足柄上支部
松田町・大井町・開成町・中井町
小田原市内鬼柳・下大井・上曽我・
曾我大沢 支部長：岩田幸夫

小田原城北支部
小田原市内栢山・曾比・堀之内・中曽根・
飯田岡・並正寺・小台等
支部長：君塚礼介

橘支部
前川(川東地区は除く)・
中村原・小船・小竹・羽根尾・
山西・上町・沼代等
支部長：石塚昇

川東支部
小田原市内酒匂川以東の地域
(橘支部区域は除く)
支部長：渡瀬剛行

小田原中央支部
小田原市内城山・栄町・城内・浜町・東町等
支部長：石黒榮治

小田原城南支部
小田原市内本町・南町・早川・板橋・風祭・
入生田等と城山の一部 支部長：片野洋二

山北支部
山北町 支部長：佐野益久

南足柄支部
南足柄市 支部長：碓井利明

小田原足柄支部
小田原市内扇町・中町・寿町・
久野・荻窪・穴窪・府川・北ノ窪等
支部長：田中良一

箱根支部
箱根町 支部長：山本房子

湯河原・真鶴支部
湯河原町・真鶴町 支部長：佐藤秀隆

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に所属することになります(準会員には所属支部はありません)。

お問い合わせ TEL:0465-24-2611(代)

公式ウェブサイト

様々な会員サービス
や各種セミナー、
税務情報などを随時
更新しています。

地元のお店の
お得&最新情報
が満載！

どこどこ 小田原 検索

SNSもチェック！

Facebook

小田原税務署
からのお知らせ

2022年度 税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

1 2022(令和4)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2019(平成31)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2023(令和5)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込手続

1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の
申込専用アドレスをご利用
ください。

2 受付期間
令和4年6月20日(月)9時から
令和4年6月29日(水)【受信有効】まで

人事院国家公務員試験
【採用NAVI】

◇ 試験日

第1次試験 令和4年9月4日(日)
令和4年10月12日(水)から
令和4年10月21日(金)まで
のうち指定された日時

試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

問合せ先 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162

県税事務所からのお知らせ

納税証明書の交付請求は郵送でお願いします
～新型コロナウイルス感染症関係の納税証明書は交付手数料を減免～

納税証明書の交付請求

○ 納税証明書の交付請求は、最寄りの県税事務所まで郵送で受け付けています。

納税証明書交付請求書は、こちらのページに掲載しています。
https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a006/index.html#shoumei

【留意事項】

● 返信用封筒 切手をはった返信用封筒を同封してください。納税証明書を請求する方(納税者またはその代理人)をあて名とするものに限ります。

交付手数料減免の対象となる方

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付や融資等の手続きに使用する方が対象です。

○ 交付請求書の「使用の目的」欄に、「新型コロナウイルス感染症の影響により貸付を受けるため」など、使用の目的を記載してください。

○ 交付請求後に申し出た場合は、減免の対象となりません。

交付手数料減免の対象となる期間

○ 令和2年5月7日(木曜日)の受付分から当分の間

○ それ以前に交付請求されたものは返金されません。

※詳しくは、神奈川県ホームページをご覧ください。

◇ 問合せ先 小田原県税事務所 管理課 管理第二班 TEL0465-32-8000(代)

税の基礎知識

「給付金」「協力金」等の課税関係について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた個人事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」「事業復活支援金」等の収入は、所得税の課税対象となります。

給付金や協力金は、事業による収入を補填するお金として、売上と共に収入に計上されます。これら事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、所得税が課されることになります。

給付金や協力金が入金された場合、その支給金額を『雑収入』として会計処理を行います。

ただし、サービスの提供や商品販売等の対価として支払われるものではないため、消費税は課税対象外です。

○ 事業復活支援金50万円が普通預金口座に入金された場合の仕訳

支給決定がされた日の属する年分の収入金額として仕訳を行います。

借方		貸方	
普通預金	500,000	雑収入	500,000 (不課税)

※(不課税)は消費税込分

一方で、子育て世帯やひとり親世帯に対する臨時給付金など、事業とは直接関係のない給付金は所得税非課税となります。

確定申告についての詳しい情報は、小田原税務署(自動音声によりご案内) TEL 0465-35-4511 税務署にお問い合わせください

所得税の予定納税

(予定納税額の通知書の表示例)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度が予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

予定納税の金額は、その年の確定申告をすることにより精算されます。

年税額が予定納税額より多い場合は差額を納付し、予定納税額より少ない場合は差額が還付されます。

予定納税基準額とは、前年分の所得に譲渡所得、一時所得、雑所得、分離課税の所得(分離課税上の上場株式等の配当所得を除く)がないものとして計算した所得税の額から源泉徴収税額(除外所得の金額に係るものを除く)を控除して計算した金額をいいます。

事業所得、不動産所得、給与所得のみの場合は所得税の申告書Bの㉔が予定納税基準額になります。

(1) 納期限

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を第1期分として7月31日までに、同じく3分の1の金額を第2期分として11月30日までに納付することになっています。

(2) 減額申請

その年の6月30日の現況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります)。

手続きの際には、その年の業績をベースに申告納税見積額を計算して申請書に記載することになります。そのため、損益計算書など計算の基礎となる事実が分かる書類を添付する必要があります。

生活のツボ

梅雨本番の湿気対策！

湿気対策の基本は換気。雨の日でもOK！

実は雨の日でも、外よりも室内の方が湿度が高くなっていることが多いそうです。窓やドアを2か所以上開けて風の通り道を作り、まめに換気して湿度を外へ逃がしましょう。また、押し入れやクローゼットは空気が通りづらいですが、中に向けて扇風機をまわせば空気が流れて換気ができます。

新聞紙・半紙などで除湿

紙類は湿気を吸収するので、除湿剤として使えます。押し入れのすのこや布団の間に敷いたり、シンク下や湿気の溜まりやすい隙間に敷き、定期的に取り換えましょう。

大切なバッグは念入りに保管

使用後には防カビミスト等でお手入れし、通気性の良い不織布の袋に入れ、中に新聞紙や半紙など入れておくと効果的です。

税のカレンダー

納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！

○ 所得税の予定納税

税務署からの通知期限：6月15日(水)

減額申請の提出期限：7月15日(金)

第1期分の納付期限：8月1日(月)

○ 源泉所得税(1～6月徴収分)

※納期の特例の承認を受けている場合

納付期限：7月11日(月)

○ 固定資産税

※小田原市は固定資産税及び都市計画税

東西2市8町

第2期分の納付期限

8月1日(月)

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等については、お住いの市町村にご確認ください。

7月の花
ナデシコ

無料相談

会員限定

要ご予約

24-2612

弁護士の

法律相談会

10時～12時

6月17日(金)

7月5日(火)

7月15日(金)

8月2日(火)

8月19日(金)

弁護士の

相続相談会

10時～12時

6月15日(水)

7月20日(水)

8月17日(水)

社労士の

年金・社会保険相談会

10時～12時

6月14日(火)

7月12日(火)

8月9日(火)

不動産
コンサルタントの

不動産相談会

10時～12時

6月23日(木)

7月28日(木)

8月25日(木)

税理士の

税相談会

14時～16時

6月16日(木)

7月21日(木)

8月18日(木)

日本政策金融公庫の

融資相談会

10時～12時

8月3日(水)

10月5日(水)

経営コンサルタントの

経営相談会

日時応談

24-2614まで

ご予約ください

会場

納税者センター・青色会館

ご注意

同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。